

第57版（2016年版）の重要な変更点および改定ポイント

IATA危険物規則書第57版は、IATA危険物委員会（Dangerous Goods Board）が採択したすべての改訂点を網羅し、またICAO技術指針（ICAO Technical Instructions）の2015 - 2016年版に対して発行された追補版を含んでいる。以下のリストは本版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

1 — 適用（Applicability）

1.3.3 — 混載中の危険物（Dangerous Goods in Consolidations）

若干の訂正を行い、「混載」の定義を付け加えた。

2 — 制限（Limitations）

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物（Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew）

リチウム電池を内蔵する医療用機器を含む携帯電子機器および予備電池に適用する規定については、予備のリチウム電池として取扱わなければならないまた持ち込み手荷物としてのみ許可される携帯用充電器（power banks）を含むより一般的な品目を参照するために携帯電子機器（PED）のリストを改定するとともに、携帯用酸素濃縮器（POC）を携帯医療用電子機器（PMED）と特定して参照するため2.3.4.7および2.3.5.9が改訂された。

表2.3.A — すべての品目をアルファベット順に並べ替え、リストを再構成した。読みやすさを改善するために、適用する限定条件を示す、航空会社の認可、受託手荷物の許可、持ち込み手荷物の許可、機長への報告の欄を表の右側に移動した。

2.8 — 政府および運航者例外規定（State and Operator Variations）

ネパール政府とベネズエラ政府により今回例外規定が提出されたのに加え、フランス政府により提出された例外規定に改訂がある。加えて、運航者から提出された例外規定に多くの追加、削除、修正がある。

5 — 包装（Packing）

5.0.1.3 — ULD（ユニットロードデバイス）に危険物からなる包装物の搭載を禁止する制限の例外について、この制限が適用されない危険物を含めるため、また、9.1.4で示されたリストおよび書式を揃えるために増補された。

5.0.1.5 — 危険物を含むオーバーパックに、本規則の適用を受けない物品の包装物を収納してもよい旨を明確にするために、追加の段落が加えられた。

5.2.0.6 — 5.2.0.6.1項の内容は移行され包装基準200の(c)項となった。これは、58版で包装基準200に追加される追加要件を前もって国連勧告の中のP200と揃えておくためなされたものである。

包装基準（Packing Instructions）

PI Y963 — 特別規定A112に規定されたID 8000、消費者向け商品に分類することが許可される物質を識別するための文章が本包装基準に追加された。消費者向け商品として分類された物質と同一の外装容器に包装してはならない他の危険物を明確に識別するための文章もまた追加された。

PI 965 — 外装容器は頑丈（rigid）であることを要求する文章がSection IBに追加された。この要件を強化するために、Section IBおよびSection IIの容器の許可要件の表が修正され、許可される外装容器の材質を識別するため、例えば**木製箱、ファイバーボード製箱、ファイバー製ドラム**のように修正された。包装基準966から970のSection IIおよび包装基準968のSection IBも同様に変更された。

PI 966およびPI 969 — 本包装基準の目的から、機器（equipment）と考えられるものを明確に識別するための文章が追加された。この明確にするための文章は包装基準967および970にも追加された。

PI 967およびPI 970 — 包装物の中に4個以下の単電池または2個以下の組電池しかない場合の、機器に組み込まれたり

チウム電池の入った包装物へのリチウム電池取り扱いラベルの適用の例外について制限する規定。リチウム電池取り扱いラベルの適用の例外は、委託貨物が2個以下の前述のような包装物からなる場合にのみ適用する。荷主はこの要件をできるだけ早く履行することが勧められるが、荷主が委託貨物あたり3個以上の包装物からなる包装物へのリチウム電池取り扱いラベル貼付の出荷手順を変更するために時間を与えるため、12か月の経過期間が設けられた。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.1.6.9.2 — 危険物申告書に表示される包装物の個数に数字を使っても言葉を使っても受託可能であることを識別するために明確化が追加された。

9 — 取り扱い (Handling)

9.4.4 — 包装物が破損または漏洩していることが発見された時に取るべき行動についての勧告を伴う新しい段落が追加された。これらの勧告はすでに9.3.6で述べられている危険物の包装物のためのもではなく、むしろ包装物上に人体や環境に危険を及ぼすことを示すGHSマーキングがあるその他の貨物のためである。

10 — 放射性物質 (Radioactive Material)

10.7.1.3 — 輸送物へ許容総重量をマーキングする要件の文章が明確にされた。

付録D — 当局の連絡先が最新のものになった。

付録E — 国連規格容器の販売業者 (E.1) および容器の試験施設 (E.2) のリストに変更がなされた。

付録F — 販売代理店 (F.2)、IATA 認定危険物教育訓練校 (F.3からF.5) およびIATA 認定危険物教育訓練センター (F.6) のリストが訂正された。

付録H — 2017 - 2018版の技術指針へ付加するためICAO危険物パネルにより現在までに合意された変更だけでなく、“国連モデル規則”の第19版改訂版から生ずる変更を採択したことに基づき、2017年1月1日付けで発効する変更の詳細を提供するためにこの版の危険物規則書 (DGR) に追加された。これらの変更は以下を含む。

- 荷主が物質に危険物リストに示されているものとは異なる分類または区分を割り当てるための、試験に基づく容認。該当する国の当局の許可を必要とする。
- 重合物質 (polymerizing substances) の区分4.1の分類基準への包含。重合物質に対し、安定化した液体および固体、温度管理を必要とする液体および固体それぞれに新しい国連番号と正式輸送品目名が割り当てられた。これらの温度管理を必要とするものは航空輸送禁止である。安定化した物質の液体および個体には包装基準459が割り当てられた。
- 現在UN 3166に割り当てられているエンジンの品目は、燃料または燃料電池の分類に応じて、区分2.1、第3分類または第9分類の新しい国連番号に割り当てられた。機械装置のための新しい品目もまたエンジンと同様の国連番号に割り当てられた。新しい包装基準PI 220、PI 378およびPI 972がこれらの品目のために追加された。
- 多数の新規および修正された特別規定。
- リチウム単電池および組電池の種類を示す現在の文言表示に換え、適用する国連番号を記載した複合輸送のリチウム電池マークを使用して現在のリチウム電池取り扱いラベルに置き換える。これに伴う、リチウム電池を特定した新しい第9分類のラベルの導入。これら双方の規定は2018年12月末まで2年間の経過期間がある。